

クライアント各位

2008 年 4 月 1 日

国際マネジメントシステム認証機構

サービス約款改訂のお知らせ

国際マネジメントシステム認証機構（略称：ICMS）は、JIS Q27001（ISO/IEC27001）の認証または審査をご提供のクライアント様に対するマネジメントシステム認証業務に関する約款（文書番号：C010）を以下のとおり改訂しました。改訂内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改訂後の文書とバージョン

改訂後の文書については以下 URL をご確認ください。

<http://www.icms.co.jp/download/pdf/stipulation.pdf>

Ver4.0（旧バージョンは Ver3.0）

2. 改訂日

2008 年 4 月 1 日

3. 改訂箇所

3.1 第 7 条の第 2 項を追加

申込者又は申込者の役員、社員が暴力団、犯罪組織その他の反社会的勢力と関わりを有する場合には、申込資格がないものとします。

3.2 第 7 条の第 3 項を追加

万一、利用契約成立後に申込資格がないことが判明した場合（利用契約成立後に申込資格がなくなった場合も含む。）には、当社は直ちに利用契約を解除することができるものとします。

以上